

経緯

- 厚生労働省独立行政法人・公益法人整理合理化委員会報告(平成22年12月)において、指定法人制度の在り方を全面的に見直すこととされた
- 労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において、別途設置する検討会の結論を踏まえた上で改めて検討することとされた(平成23年11月)

検討会中間報告(平成24年10月)

- これからの介護センターの役割として、「国の代替機能」「専門性の向上」「地域における関係機関との連携」「人材の発掘・定着」を強化
- 交付金依存体質改善に向け、交付金が年間収入の3分の2を下回るよう「自主事業の拡大」「交付金用途の特化・重点化」に取り組む

中間報告を受けた取組等

介護センターの事務・事業の見直し

- 【国の代替機能】** ・雇用管理相談援助の対象を、離職率の高い傾向のある小規模事業所や設置からの年数が短い事業所に重点化
・実務者研修に、再就職または職場定着に資する現場実習等を加味した介護労働講習の実施 など
- 【専門性の向上】** ・能力開発セミナーに雇用管理改善の内容を加えるなど、雇用管理改善事業と能力開発事業の連携の強化 など
- 【地域における関係機関との連携】** ・各地域における介護労働の現状と課題、展望等について、行政機関、民間団体と情報交換・議論を行う「介護労働懇談会」を主催
- 【人材の発掘・定着】** ・幅広いニーズに対応した研修の実施

交付金依存体質の改善

- 【自主事業の拡大】** 「専門的かつ高度な研修の拡充」「都道府県等で行う事業の積極的な受託」「賛助会員加入促進」により、自主事業を拡大
- 【交付金の用途の特化・重点化】** 交付金の用途の特化や重点化、組織のスリム化・合理化により、交付金の予算額は大きく削減
自主事業の拡大などの取組の成果により、平成27年度は、60.44%と3分の2を下回る結果となった。

指定法人制度について

【指定法人制度の在り方について】

- ・国が直接実施するよりも専門的知識・経験を有する団体による実施が適当であり、指定法人制度を維持することが妥当
- ・プロポーザル方式は、落札法人間におけるノウハウ等の譲渡承継や情報提供が円滑に行われるか課題があり、現行制度を維持することが妥当

【指定基準の在り方について】

- ・介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び同法施行規則の規定による現在の指定基準を維持することは妥当

【指定法人としての介護センターについて】

- ・介護分野に関し、蓄積されたノウハウを有していること、介護労働講習修了者の就職率の高さなど一定の成果を上げていること、全国斉一の事業展開が求められる中、全国規模の体制を整えていることから、指定法人として妥当

まとめ

介護センターは本検討会報告を踏まえるとともに、介護人材の確保と介護労働者の福祉の増進に大きな役割を果たしていくべきである。